

議案第 1 1 6 号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

京丹後市組織条例の改正により、こども部を令和 6 年 4 月 1 日に設置することに伴い、教育委員会の所掌事務を市長部局へ移行させる必要があるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年京丹後市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1の25の項及び26の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改め、同表26の項事務の欄中「京丹後市病後児保育事業実施要綱(平成27年京丹後市教育委員会告示第32号)」を「京丹後市病後児保育事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)」に改め、同表27の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改め、同項事務の欄中「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第6号)」を「京丹後市子育て短期支援事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)」に改め、同表28の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改め、同項事務の欄中「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第7号)」を「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)」に改め、同表29の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改め、同項事務の欄中「京丹後市一時預かり事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第4号)」を「京丹後市一時預かり事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)」に改める。

別表第1の30の項及び31の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第1の31の項事務の欄中「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第3号)」を「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)」に改め、同表32の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改め、同項事務の欄中「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱(平成29年京丹後市教育委員会告示第25号)」を「京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)」に改める。

別表第2に次のように加える。

26 市長	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	京丹後市病後児保育事業実施要綱による病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯に関する情報（以下「母子家庭等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
28 市長	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

30 市長	京丹後市一時預かり事業実施要綱による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
31 市長	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
32 市長	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等他の法令による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定め

		るもの
33 市長	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	京丹後市奨学金条例による奨学金の給付及び貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	京丹後市就学援助に関する規則による学用品購入費等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 年金給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例(平成27年京丹後市

条例第60号)新旧対照表

現行		改正案	
京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号		京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例 平成27年12月22日 条例第60号	
本則 (略) 別表第1(第4条関係)		本則 (略) 別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
25 教育委員会	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例(平成17年京丹後市条例第27号)による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	25 市長	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例(平成17年京丹後市条例第27号)による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
26 教育委員会	京丹後市病後児保育事業実施要綱(平成27年京丹後市教育委員会告示第32号)による病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	26 市長	京丹後市病後児保育事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)による病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
27 教育委員会	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第6号)による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	27 市長	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
28 教育委員会	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第7号)による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	28 市長	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
29 教育委員会	京丹後市一時預かり事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第4号)による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	29 市長	京丹後市一時預かり事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
30 教育委員会	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成19年京丹後市告示第186号)によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	30 市長	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成19年京丹後市告示第186号)によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

現行		改正案			
31	教育委員会	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱(平成24年京丹後市教育委員会告示第3号)による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	31	市長	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
32	教育委員会	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱(平成29年京丹後市教育委員会告示第25号)による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	32	市長	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱(令和5年京丹後市告示第●号)による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26	市長	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1)	住民票関係情報であって規則で定めるもの	
			(2)	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
			(3)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

現行	改正案		
	27 市長	京丹後市病後児保育事業実施要綱による病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯に関する情報(以下「母子家庭等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p>
	28 市長	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
	29 市長	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

現行	改正案		
	30 市長	京丹後市一時預かり事業 実施要綱による一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	31 市長	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	32 市長	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (5) 母子家庭等関係情報であって規則で定めるもの (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等の法令による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの (7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第1

現行				改正案			
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
33	市長	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの				
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの				
2 教育委員会	京丹後市病後児保育事業実施要綱による病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭				

現行			改正案				
			<u>和39年法律第129号)</u> <u>に規定する配偶者の</u> <u>ない女子及び配偶者</u> <u>のない男子で現に児</u> <u>童を扶養しているも</u> <u>のの世帯及びこれに</u> <u>準ずる父子家庭の世</u> <u>帯に関する情報(以</u> <u>下「母子家庭等関係</u> <u>情報」という。)</u> <u>であって規則で定め</u> <u>るもの</u>				
3	教育委員会	京丹後市子育て短期支援事業実施要綱による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) <u>住民票関係情報</u> <u>であって規則で定め</u> <u>るもの</u> (2) <u>地方税関係情報</u> <u>であって規則で定め</u> <u>るもの</u> (3) <u>生活保護関係情</u> <u>報であって規則で定</u> <u>めるもの</u> (4) <u>母子家庭等関係</u> <u>情報であって規則で</u> <u>定めるもの</u>			
4	教育委員会	京丹後市子育て支援センター事業実施要綱による地域子育て支援拠点事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) <u>住民票関係情報</u> <u>であって規則で定め</u> <u>るもの</u>			
5	教育委員会	京丹後市一時預かり事業実施要綱による	市長	(1) <u>住民票関係情報</u> <u>であって規則で定め</u>			

現行			改正案				
	一時預かり事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		るもの (2) <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの				
6 教育委員会	京丹後市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱によるファミリー・サポート・センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) <u>住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの				
7 教育委員会	京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱による延長保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) <u>住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの (2) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの (4) <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの (5) <u>母子家庭等関係情報</u> であって規則で定めるもの (6) <u>国民年金法(昭和34年法律第141号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等他の法令による年</u>				

現行			改正案				
			<u>金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u> <u>(7) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>				
8 教育委員会	京丹後市立認定こども園預かり保育事業実施要綱による認定こども園預かり保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>				
9 教育委員会	京丹後市奨学金条例による奨学金の給付及び貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	1 教育委員会	京丹後市奨学金条例	市長	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
10 教育委員会	京丹後市就学援助に関する規則による学用品購入費等の補助	市長	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	2 教育委員会	京丹後市就学援助に関する規則による学用品購入費等の補助	市長	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

現行			改正案		
	に関する事務であつて規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの (4) 年金給付関係情報であつて規則で定めるもの		に関する事務であつて規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの (4) 年金給付関係情報であつて規則で定めるもの
			<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>		